

広島県告示第三百七十五号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条の規定によつて、次のとおり地方卸売市場の開設者の変更を認定した。

令和四年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

認定番号	開	地方卸売市場	変更の認定年月日
	設		
広島県第一 四号	名	尾道市東尾 道七番地二	取扱品目
	称		
株式会社 ケンスイ	住	尾道市東尾 道七番地二	水産物及び これらの加 工品
	所		
尾道市東尾 道七番地二	名	尾道市東尾 道七番地二	令和四年 五月六日
	称		
尾道地方卸 売市場	位	尾道市東尾 道七番地二	
	置		